

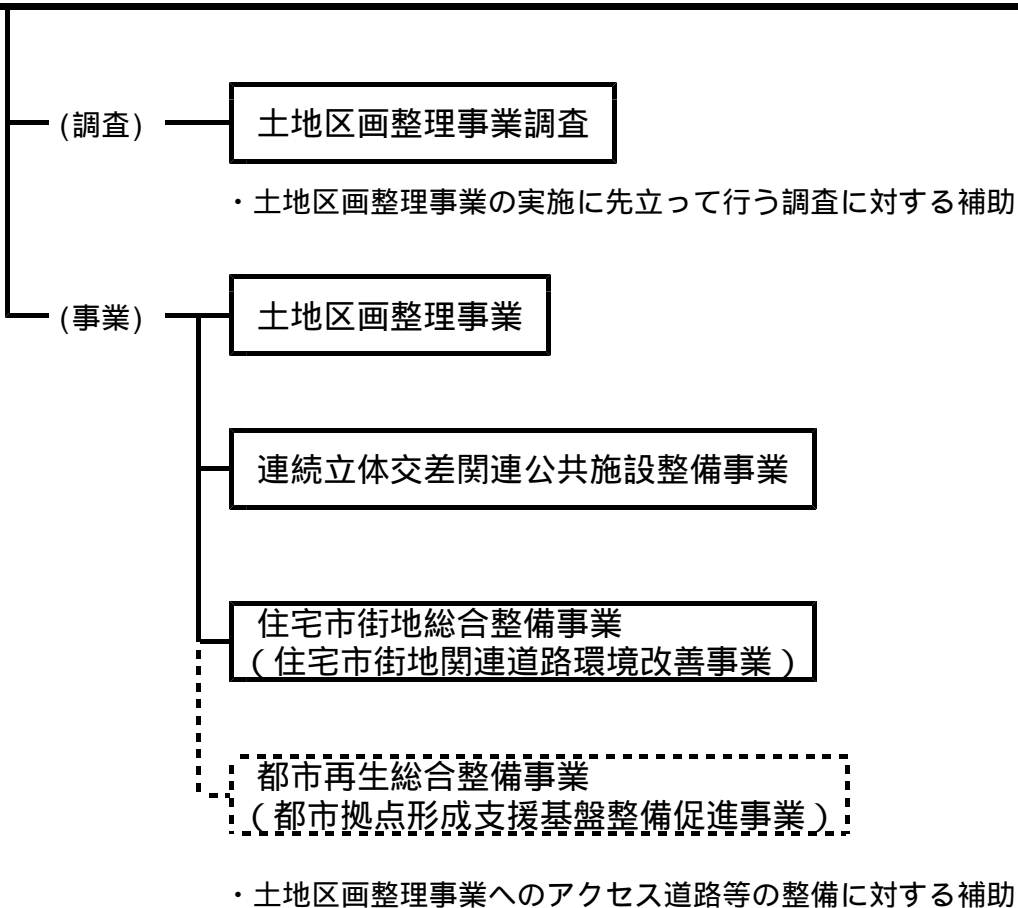
平成21年度予算概要

1. 社会資本整備事業特別会計道路整備勘定

土地区画整理事業は、道路や広場等の公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する事業であり、大都市から地方都市、既成市街地から新市街地まで多様な地域で、多様な課題に応じて活用される市街地整備の代表的手法である。

社会資本整備事業特別会計道路整備勘定による土地区画整理事業に関する支援措置は下記のとおり。

社会資本整備事業特別会計道路整備勘定による土地区画整理事業に関する支援措置



(1) 土地区画整理事業調査

土地区画整理事業を円滑に推進するため、事業化を図る各段階で、以下の調査について補助を行うものである。

a. まちづくり基本調査

区画整理予定地区を含む市街地整備の緊急性が高い地区について、市街地環境評価、整備課題の整理等を行った上でまちづくりの基本構想を作成し、基本構想の実現方策を検討する。

b. 区画整理事業調査

基本構想等に基づき区画整理施行地区を設定し、現況測量や区画整理設計を行い、事業計画の案を作成する。

c. 区画整理促進調査

事業に対する理解を深め事業化を促進するため、説明会の開催、意識調査、換地設計の準備、組合設立の準備等を行う。

(2) 土地区画整理事業

土地区画整理事業によって施行地区内の都市計画道路が整備されることに着目し、それらの都市計画道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額等を限度額として、補助を行うものである。

土地区画整理事業における社会資本整備事業特別会計道路整備勘定補助の採択基準

1) 施行者別区分

補助の種別	補助方法	交付対象		備考
		補助事業者	間接補助事業者	
公共団体等 区画整理補助事業	直接補助	都道府県、市町村等、独立行政法人都市再生機構		
組合等 区画整理補助事業	間接補助	都道府県、指定都市	個人、農住組合、土地区画整理組合、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、区画整理会社	個人施行者は、同意施行者(民間事業者を除く)、独立行政法人都市再生機構、(財)民間都市開発推進機構と共同して施行する民間事業者に限る。

2) 採択基準等

	採 択 基 準	補 助 基 本 額	補助率
公 共 団 体 等 施 行	<p>面積 5 ha以上。ただし、 ア) 既成市街地内 (D I D 地区内及 び D I D 地区に隣接する地区) で 実施される事業 イ) 被災市街地復興土地区画整理事 業 にあつては 2 ha以上。 街路事業の採択基準に適合する都市 計画道路の新設又は改築を含む地区。 補助基本額が 3 億円以上の地区。</p>	<p>補助基本額 = 土地区画整理事業総事業費 - 負担 金等控除額 (公共施設管理者負担 金、鉄道負担金、保留地処分金等)</p> <p>[補助の限度額] ○ 12m以上の都市計画道路の用地買 収方式事業費 ○ 「既成市街地内の土地区画整理 事業、被災市街地復興土地区画整 理事業」にあつては、8m以上の都 市計画道路の用地買収方式事業費 「安全市街地形成土地区画整理 事業、阪神・淡路大震災に係る被 災市街地復興土地区画整理事業」 にあつては、一定の条件を満たす 6m以上の都市計画道路の用地買 収方式事業費</p>	<p>1 / 2 一部 5.5/10 (沖縄 9/10)</p>
組 合 等 施 行	<p>都市計画事業として施行されるも の。 面積 10 ha以上。ただし、 ア) 既成市街地内 (D I D 地区内及 び D I D 地区に隣接する地区) で 実施される事業 イ) 被災市街地復興土地区画整理事 業 にあつては 2 ha以上。 街路事業の採択基準に適合する都市 計画道路の新設又は改築を含む地区。 補助基本額が 3 億円以上の地区。 施行後の公共用地率が 25%以上。 20 ha未満の地区にあつては用地買 収方式事業費が総事業費の 1 / 3 以 上。 なお、特定土地区画整理事業又は都市 再生機構、公社施行の事業にあつては ～ まで、宅地開発誘導道路関連事業に ついては ～ までで足りる。</p>	<p>補助基本額 = 土地区画整理事業総事業費 - 負担 金等控除額 (公共施設管理者負担 金、鉄道負担金、保留地処分金等)</p> <p>[補助の限度額] ○ 12m以上の都市計画道路の用地買 収方式事業費 ○ 「既成市街地内の土地区画整理 事業、被災市街地復興土地区画整 理事業」にあつては、8m以上の都 市計画道路の用地買収方式事業費 「安全市街地形成土地区画整理 事業、阪神・淡路大震災に係る被 災市街地復興土地区画整理事業」 にあつては、一定の条件を満たす 6m以上の都市計画道路の用地買 収方式事業費</p>	<p>1 / 2 一部 5.5/10 (沖縄 9/10)</p>

(3) 連続立体交差関連公共施設整備事業

連続立体交差事業にあわせて一体的に実施する必要がある街路事業、土地
区画整理事業等について、統合補助金として補助を行うものである。

(4) 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地関連道路環境改善事業）

住宅市街地の再生・整備及び住宅宅地の供給促進のために必要な道路整備
について、補助を行うものである。

(5) 都市再生総合整備事業（都市拠点形成基盤整備促進事業）

土地区画整理事業等による市街地整備に関連して必要となる周辺のアクセ
ス道路等の整備について、補助を行うものである。

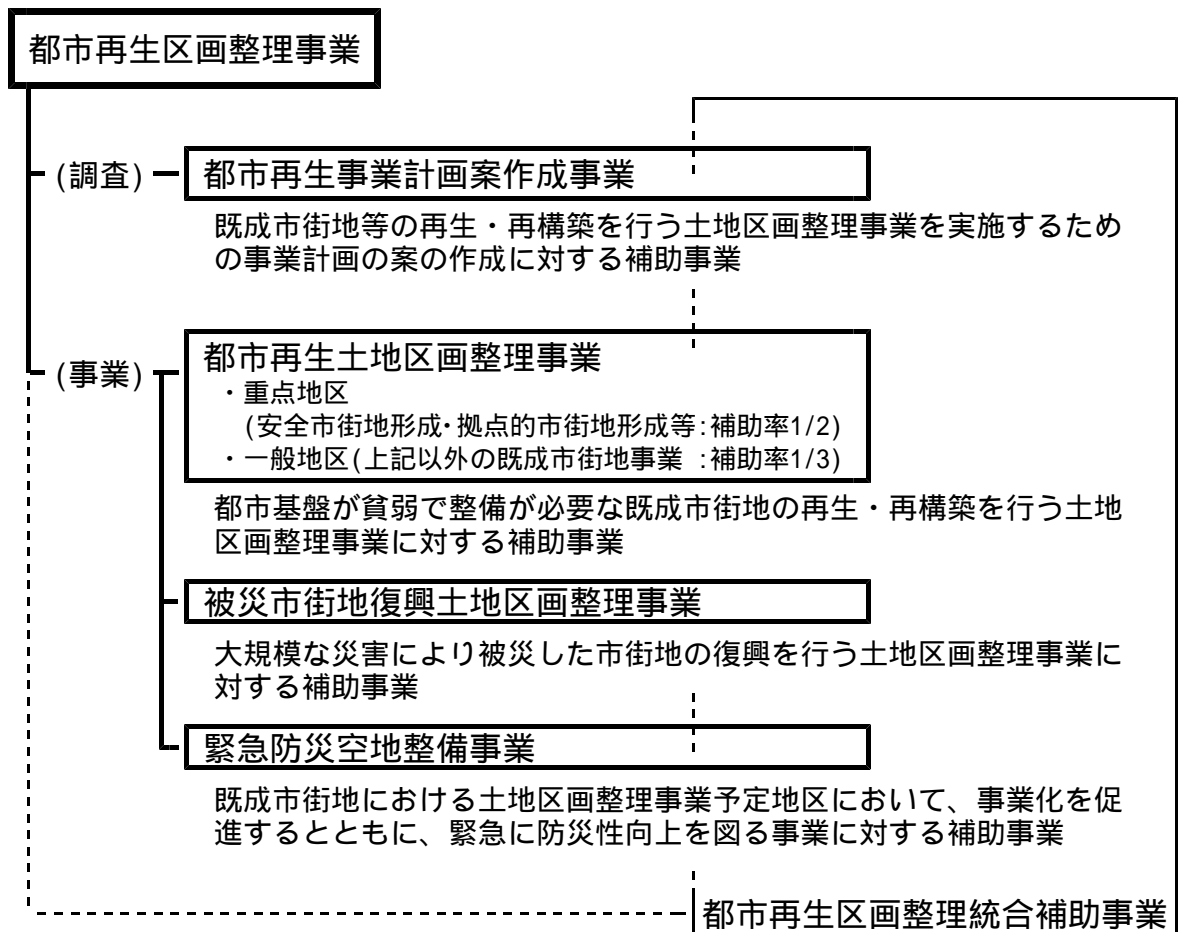
2 . 地域活力基盤創造交付金

平成 2 0 年 1 2 月 8 日の政府・与党合意において、「地方からの要望を踏
まえ、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、地方道路整備臨時交付金に代
わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト
事業も含め、地方の実情に応じて使用できる 1 兆円程度の「地域活力基盤創
造交付金」を平成 2 1 年度予算において創設する」こととされたことを踏ま
え、同交付金として、一般会計・国土交通省に 9 , 4 0 0 億円が措置された。

3. 都市再生区画整理事業

(1) 都市再生区画整理事業の概要

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地並びに被災した市街地において、土地区画整理事業の実施により、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、もって土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。



- 1 都市再生区画整理事業は、まちづくり交付金の事業として実施することが可能である。
- 2 社会資本整備事業特別会計道路整備勘定補助地区において、都市再生区画整理事業を併用することが可能である。

(2) 特徴

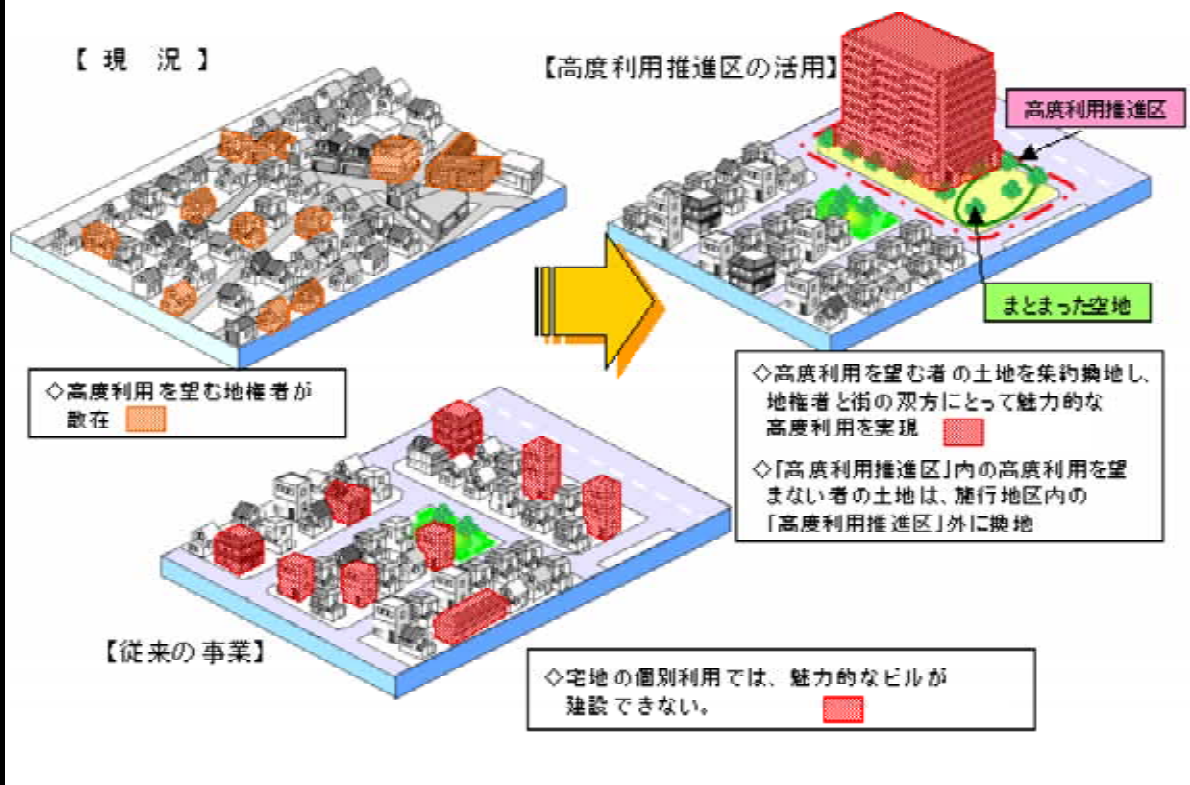
都市再生土地区画整理事業は、民間の建築活動が可能となるよう街区を再編する事業(土地区画整理事業)の支援が可能な事業であり、都市計画道路の整備が行われない事業や、面積の小さな事業についても補助対象としている。

従来の土地区画整理事業は、行政側の事業実施に併せて建築活動が行われることが一般的であったが、今後は、既成市街地の再生の観点から、地権者等による民間建築活動を契機とした敷地の集約化・共同利用、街区の再編を行う組合等の事業の支援を重点的に推進すべきである。

なお、このような事業の支援のためには、助成制度である都市再生土地区画整理事業と併せて、法律制度である高度利用推進区制度の活用が極めて有効である。

高度利用推進区制度について

高度利用推進区制度は、土地の所有者の申し出に基づき集約化し、街区の再編と併せて土地の高度利用を図る換地の特例制度であり、主要駅周辺など高度利用ニーズの高い地域、建物の不燃化や共同化等が必要な密集市街地、虫食い遊休地の整理を図るべき地域等において、土地の集約化による健全な土地利用を図ろうとする場合に特に有効である。



(3) 新規事項

既成市街地の再生・密集市街地等の改善促進のための制度の拡充

イ．密集市街地又は中心市街地において、換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を補助限度額に追加（平成21年度に限定）

公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を補助限度額の積算対象に追加する。

ただし、以下の条件を満たす土地区画整理事業を対象とする。

- ・ 安全市街地形成重点地区又は中心市街地活性化法の基本計画の認定を受けた又は受ける見込みの区域で行われる事業であること。
- ・ 平成22年3月31日までに、土地区画整理法に基づき事業計画の認可を受けた土地区画整理事業のうち、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業又は事業の長期化が懸念される土地区画整理事業で、土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置¹を講じた事業又は講じる見込みの事業であること。

¹ 土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置とは、事業計画の変更のうち、以下に掲げるものとする。

- ・ 土地区画整理事業の施行前後における施行地区内の宅地の地積の合計割合の変更
- ・ 保留地の予定地積の変更
- ・ 公共施設の整備改善の方針の変更
- ・ 設計図の変更
- ・ 資金計画の変更
- ・ そのほか、土地区画整理事業の完成を確実にするために特に必要があると認められる変更

ロ．密集市街地において、地区内の老朽住宅棟数要件を緩和

安全市街地形成重点地区において面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数要件を以下のとおり緩和する。

- ・ 換算面積要件が2分の1緩和される事業（安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業又は密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業）について、地区内の老朽住宅棟数が25棟以上とする。
- ・ 換算面積要件が4分の1緩和される事業（安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業かつ密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業）について、地区内の老朽住宅棟数が13棟以上とする。

既成市街地の再生・中心市街地の地域活性化の推進のための制度の拡充
イ．拠点的作用が期待される地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業について、補助要件を緩和

拠点的作用市街地形成重点地区において、地区内の狭隘道路、行き止まり道路を解消するとともに公益施設等²を整備する事業について、補助要件を以下のとおり緩和する。

- ・ 狭隘道路等を除いた施行前の公共用地率が15%未満の地区を補助対象とする。（ただし、狭隘道路等については、住宅地においては道路幅員4m未満、商業地又は工業地においては道路幅員6m未満とする。）
- ・ 換算面積について、1ha以上の場合を補助対象とする。

² 都市再生推進事業費補助交付要綱に定義される公益施設及び商業活性化施設

ロ．公益施設用地の増分の用地費の一部を補助限度額に追加（平成21年度に限定）

公益施設³用地の増分の用地費の3分の1を補助限度額の積算対象に追加する。

ただし、平成22年3月31日までに、土地区画整理法に基づき事業計画の認可を受けた土地区画整理事業のうち、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置⁴を講じた事業又は講じる見込みの事業であること。

³ 都市再生推進事業費補助交付要綱に定義される公益施設

⁴ 1と同様

土壌汚染対策に対する支援による事業の円滑な推進のための制度の拡充
イ．土壌汚染調査費を補助限度額に追加（平成21年度に限定）

土壌汚染調査費を補助対象（調査設計費に含む）とし、補助限度額の積算対象に追加する。

ただし、平成22年3月31日までに、土地区画整理法に基づき事業計画の認可を受けた土地区画整理事業のうち、土壌汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される土地区画整理事業で、土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置⁵を講じた事業又は講じる見込みの事業であること。

⁵ 1と同様

浸水被害対策推進のための制度の拡充

イ．浸水対策施設整備費の一部を補助限度額に追加

浸水対策施設整備費を補助対象とし、浸水対策施設整備費の3分の2を補助限度額の積算対象に追加する。

(4) 制度内容

イ. 地区要件等 (下線部を拡充)

<p>都市再生事業計画 案作成事業</p>	<p>地区要件 都市再生土地区画整理事業の地区要件と同様。但し、右欄に*1がある要件は適用しない。また、*2がある要件は予定を含む。</p>
<p>都市再生 土地区画整理事業</p>	<p>地区要件 一般地区 次の要件を全て満たす地区 ・直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区(重点地区については、施行後直前の国勢調査に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む) ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画等に基づく計画に位置付け *2 ・施行前の公共用地率15%未満(幹線道路等を除く。拠点市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、<u>道路幅員6m未満(住宅地においては、4m未満とする)の狭隘道路等についても除く。</u>) *1</p> <hr/> <p>重点地区 一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [安全市街地形成重点地区] 以下の 及び に該当する地区 以下のいずれかの要件を満たす地区 (イ) 防災再開発促進地区(密集法)の区域内に存する地区 .. *2 (ロ) 以下の全ての要件を満たす地区 *2 a. 地域防災計画(災害対策基本法)に位置付けられた地区 b. 以下のいずれかの区域内の地区 ・三大都市圏の既成市街地等 ・政令指定都市、県庁所在地 ・地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、地震予知連の指定地域 以下のいずれかの要件を満たす地区 *1 (イ) 防災公園・市街地一体整備事業の区域内の地区 (ロ) 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上かつ建築物棟数密度に応じた老朽住宅棟数率の要件を満たす地区 (例えば建築物棟数密度が50以上60未満/haの場合、老朽住宅等数率5割以上) <u>ただし、面積要件が緩和される事業について、地区内の老朽住宅棟数を以下のとおりとする。</u> ・安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業又は密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業(面積要件が1/2まで引き下げ)については、25棟以上とする。 ・安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業かつ密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業(面積要件が1/4まで引き下げ)については、13棟以上とする。</p> <p>[拠点市街地形成重点地区] 以下の を満たす地区又は から のいずれかに係る地区 次の(イ)(ロ)の全てを満たす地区 (イ) 中心市街地活性化法の認定基準に合致する地区 (ロ) 中心市街地活性化基本計画の目標の実現に大きく貢献する中核的な地区であり、都市機能導入施設の整備が行われる地区 都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域 バリアフリー基本構想区域 市町村の都市計画に関する基本方針等において位置付けられた地域の拠点</p> <p>[歴史的風致維持向上重点地区] 「歴史的風致維持向上計画」に基づく事業地区</p>

	<p>面積要件 指定容積率(予定を含む) / 100 × (施行面積) 2.0ha</p> <p>*一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の1/2以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む。</p> <p>*安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率(予定を含む) / 100 × (施行面積) 1.0haとする。</p> <p>*密集市街地緊急リノベーション事業の整備計画に位置付けられた事業については、面積要件を1/2まで引き下げる。</p> <p>*拠点的市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む) / 100 × (施行面積) 1.0haとする。</p>
<p>被災市街地復興土地区画整理事業</p>	<p>地区要件 次の要件を全て満たす災害に係る市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域 ・被災地の面積が概ね20ha以上 ・被災戸数が概ね1,000戸以上 <p>面積要件：なし</p>
<p>緊急防災空地整備事業</p>	<p>地区要件 次の要件を全て満たす地区</p> <p>(イ) 都市計画決定済で減価補償地区となることが確実な地区</p> <p>(ロ) 直前の国勢調査に基づくDID内又は隣接する地区で、以下のいずれかに該当する地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏の既成市街地等 ・人口10万人以上の市 ・基本計画(中心市街地活性化法)に定める中心市街地 ・地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 ・地震予知連の指定地域 <p>面積要件：なし(ただし画地単位)</p>

□ . 補助対象等

「都市再生事業計画案作成事業」

- ・事業計画案作成費

「都市再生土地区画整理事業」、 「被災市街地復興土地区画整理事業」及び

「緊急防災空地整備事業」

- ・詳細次表

< 都市再生区画整理事業の補助対象等 > (下線部を拡充)

	都市再生土地区画整理事業	被災市街地復興土地区画整理事業	緊急防災空地整備事業
補助対象	調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費 ^{*1} 、営繕費、機械器具費、事務費、公共施設用地取得費	左記に加え、被災者用仮設住宅等整備費 ^{*2}	防災空地の取得に要する経費
補助限度額	限度額 = 公共用地の増分の用地費 × 2 / 3 ^{*3} + 公共施設整備費(移転補償費 ^{*4} を含む) + 立体換地建築物工事費(共同施設の工事費等を限度) + 公益施設等 ^{*5} 用地上の従前建築物等の移転補償費 + 電線類地下埋設施設整備費 + 公開空地整備費 + 防災関連施設整備費 ^{*1} + 浸水対策施設整備費 × 2 / 3 + 土壌汚染調査費 ^{*7} + 公益施設用地の増分の用地費 × 1 / 3 ^{*8}		左記に同じ ^{*6}

*1 地域防災計画に位置付けられたものに限る。

*2 補助限度額と別枠で補助。

*3 施行後の公共用地率が15%を超える場合のみ対象とし、施行前の公共用地率が15%を下回る場合は、施行前を15%又は土地所有者の自助努力によりセットバック(幅員4mを確保した状態。ただし過小宅地は除く。)するとして算定した公共用地率とする。なお、公益施設の整備が図られることが確実な場合は、道路用地について全額算入する。また、一定の要件を満たす公開空地は公共用地とみなす。

*4 仮設建築物整備費を含む(公共施設整備に係る移転補償費相当額を限度)。また、安全市街地形成重点地区又は中心市街地活性化法の基本計画の認定を受けた又は受ける見込みの区域においては、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を含む(ただし、平成21年度に限定した措置とし、事業の長期化等が懸念される事業で、事業の施行の推進を図るための措置を講じた又は講じる見込みの事業を対象とする)。

*5 一定の住宅、認定基本計画に位置付けられた商業活性化施設、公益施設(教育文化施設、医療施設等については、認定基本計画に位置付けられたものに限る)、立体換地建築物耐火建築物(避難路等沿道耐火建築物、不燃領域率40%を確保するために最低限必要となる耐火建築物)及び歴史的資産を活かしたまちなみ形成に資する建築物等

中心市街地活性化法に基づき認定される基本計画

*6 公共用地の増分の用地費については、施行前15%みなしをせず、2 / 3を乗じない。また、商業活性化施設用地上の従前建築物等の移転補償費は算入しない。

*7 平成21年度に限定した措置とし、土壌汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業で、事業の施行の推進を図るための措置を講じた又は講じる見込みの事業を対象とする。

*8 平成21年度に限定した措置とし、事業の長期化等が懸念される事業で、事業の施行の推進を図るための措置を講じた又は講じる見込みの事業を対象とする。

八．事業を実施する者

「都市再生事業計画案作成事業」

- ・原則として施行予定者（ただし、重要な公共施設の整備が予定される事業については施行予定者に関わらず地方公共団体が事業主体となることができる。）

「都市再生土地区画整理事業」及び「被災市街地復興土地区画整理事業」

- ・地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、土地区画整理組合、区画整理会社、個人施行者（3人以上の地権者による共同施行者、公的同意施行者に限る）等

「緊急防災空地整備事業」

- ・地方公共団体

「都市再生区画整理統合補助事業」

- ・地方公共団体、独立行政法人都市再生機構 等

二．補助率

都市再生事業計画案作成事業(重点地区)
都市再生土地区画整理事業 (重点地区)
被災市街地復興土地区画整理事業
緊急防災空地整備事業

} : 1 / 2

都市再生事業計画案作成事業(一般地区)
都市再生土地区画整理事業 (一般地区)

} : 1 / 3

ホ．都市再生区画整理統合補助事業（統合補助金制度）

- ・複数の事業で構成される総合的なプロジェクトに一括して配分し、具体の配分等は統合補助事業計画の範囲内で事業主体の裁量に委ね、事業執行の自由度を拡大。
- ・統合の対象は、都市再生区画整理事業の4事業の全てとする。

(5) 予算額

(単位：百万円)

区 分	21 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市再生区画整理事業	8,159	3,680	8,111	3,631	1.01	1.01

この他、まちづくり交付金による都市再生区画整理事業の推進が可能。

4 . 都市環境改善支援事業（エリアマネジメント支援事業）

（ 1 ） 目 的

民間のまちづくりの担い手による地区レベルの都市環境改善活動（エリアマネジメント）を促進するため、国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される地域・地区において、計画コーディネーターや、公共・共用空間の利活用等を内容とする都市環境維持・改善計画の作成に加え、同計画に基づき行われるモデル的な社会実験・実証事業等の取組に対して助成し、もって、まちの魅力・活力の維持・向上を通じた地域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。

（ 2 ） 概 要

事業実施主体

地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会、民間事業者等

対象地域・地区

国として特に推進すべき施策により都市環境が創出される のいずれかに該当する地区であって、かつ、 のいずれかに該当する地区とする。

- ）都市再生特別措置法第 2 条第 3 項の規定に基づく都市再生緊急整備地域の区域
- ）中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 6 項の規定に基づく認定を受けた基本計画又は認定されることが確実と見込まれる同計画において定める中心市街地の区域
- ）歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 8 項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の区域
- ）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第 4 条に規定する観光圏整備計画に定める滞在促進地区の区域であって同法第 8 条第 3 項の規定に基づく認定を受けた観光圏整備実施計画にかかるもの
- ）地域活性化統合事務局が選定した環境モデル都市（候補都市を含む。）の区域
- ）国土交通大臣の認定を受けた都市・地域総合交通戦略の区域及び軌道運送高度化実施計画若しくは道路運送高度化実施計画が定められた地域公共交通総合連携計画の区域
- ）地域活性化統合事務局が定める都市再生プロジェクトに位置付けられた密集市街地のうち特に大火の可能性の高い危険な市街地（重点密集市街地）の区域
- ）都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する計画的な再開発が必要な市街地又は同条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定する特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

）景観法第8条の規定に基づく景観計画の区域又は同法第61条の規定に基づく景観地区

）コミュニティの再生、防犯、緑化等、地区環境の維持・改善にかかる取組が必要な区域のうち、都市計画法第12条の5に規定する地区計画の区域として位置づけられた、または位置づけられることが確実な区域

- 1) 現にある良好な都市機能及び都市環境を保全する必要があると認められる土地の区域
- 2) 公共公益施設の整備等に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な都市機能及び都市環境を創出する必要があると認められるもの
- 3) 地域の土地利用の動向等からみて、都市機能及び都市環境が悪化するおそれがあると認められる土地の区域

(3) 補助対象

計画コーディネート支援

【補助率】

- ・地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会施行 1/2 (直接補助)
- ・民間事業者等施行 1/3 (間接補助)

都市環境維持・改善計画作成支援

【補助率】

- ・地方公共団体、中心市街地活性化協議会、景観協議会施行 1/2 (直接補助)
- ・民間事業者等施行 1/3 (間接補助)

社会実験・実証事業等支援(民間事業者等施行のみ)

【補助率】

- ・民間事業者等施行 1/3 (間接補助)

(4) 予算額

(単位：百万円)

区 分	21 年 度(A)		前 年 度(B)		倍 率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市環境改善支援事業	340	150	-	-	皆増	皆増

(注) まちづくり推進課、公園緑地・景観課所管分を含む。

5 . 都市再開発支援事業

(1) 目 的

地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により都市計画道路等と一体となった総合的な再開発を推進することを目的とする。

(2) 概 要

事業概要

イ . 地域の活性化を必要とする地区について、市町村が地区再生計画及び街区整備計画を策定する。

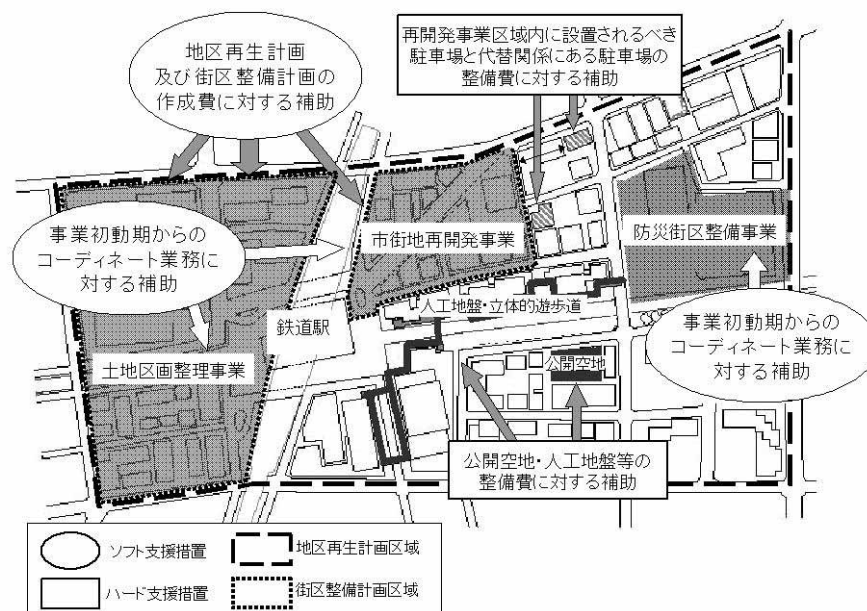
ロ . イの計画に基づき市街地再開発事業等を実施するとともに、関連する立体的な遊歩道、駐車場の整備等を順次進め、地区全体の整備プログラムに則った総合的な再開発を推進する。

補助対象

イ . 地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及び街区整備計画作成費

ロ . 街区整備計画に基づく公開空地、市街地再開発事業を核とし一体的に整備される立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場等の整備に要する費用

ハ . 市街地再開発事業の実施により、用途適正配置の観点から施行区域外に代替整備される住宅等の整備費



(3) 新規事項

市街地再開発事業等の事業期間が長期化している現状を踏まえ、計画コーディネート業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から10年間を限度に延長する。(現行：5年間を限度)

6. 先導的都市環境形成総合支援事業（エコまちづくりパッケージ）

CO₂排出量が伸び続ける都市部への対策として、今後は都市政策として包括的な環境対策に取り組むことが急務である。このため、地区・街区レベルの包括的な環境負荷削減対策を推進するため、エコまちづくり事業（先導的都市環境形成促進事業）を拡充する。

（1）エコまちネットワーク整備事業

目 的

多くの都市開発が予想される都市再生緊急整備地域又は国土交通大臣が認定した先導的都市環境形成計画（以下「認定計画」という。）を策定した地区において、都市開発と一体的に環境負荷の削減対策を行うことにより、効果的・効率的に都市環境の改善を図る。

概 要

国庫補助採択基準	<p>プラント連携施設、都市排熱処理施設又は地域冷暖房施設であること 都市再生緊急整備地域内又は認定計画を策定した地区内で実施するものであること</p> <p>都市環境負荷削減プログラム策定区域又は認定計画の策定区域の面積が5ha以上であること、又は、延べ床面積15万㎡以上であること</p> <p>都市環境負荷削減プログラム又は認定計画に位置付けられた施設であること 都市計画決定された施設であること 都市計画事業と一体的に整備される施設であること</p>
補助対象	<p>1) 都市再生緊急整備地域 都市環境負荷削減プログラムの策定に要する費用 都市環境負荷削減プログラムに位置付けられた施設の整備費用 ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設</p> <p>2) 認定計画を策定した地区内 認定計画に位置付けられた施設の整備費用 ・複数の熱供給プラントを連携するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市排熱を処理するための熱導管、熱交換器及び付帯施設 ・都市計画に位置付けられた熱供給プラント、主要な熱導管及び付帯施設</p>
補助対象事業者	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者（間接補助）
補助率	1 / 3 ただし、地域冷暖房施設は、長期借入金の利子相当額の1 / 3

予算額

（単位：百万円）

区 分	21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
エコまちネットワーク整備事業	1,063	290	1,093	300	0.97	0.97

（注）街路交通施設課所管分を含む

(2) エコまちづくり事業（先導的都市環境形成促進事業）

目的

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、良好な都市環境形成に資する取組を促進する。

概要

1) 先導的都市環境形成計画の大臣認定基準等

対象地域 以下のいずれかの要件に合致する地域 ・現に高度な都市集積が図られている地域 ・都市計画マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における、当該方針を実現する上で拠点となるべき地域	認定要件 先導性、環境目標ともに高い水準と認められるもの 先導性：取組の包括性、取組の先進性 環境目標：CO ₂ 削減目標、ヒートアイランド現象緩和目標、都市環境改善目標
--	--

2) 補助対象

1) 計画策定支援

- ・先導的都市環境形成計画の策定に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体

補助率：1 / 2

2) コーディネート支援

- ・都市環境対策の実施に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体、民間事業者、独立行政法人都市再生機構

補助率：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構 1 / 2

民間事業者 1 / 3（間接補助）

3) 社会実験・実証実験等実施支援（平成24年度までの限定措置）

- ・先導的な対策の本格実施に先立ち必要な社会実験、実証実験、ソフト活動等に要する経費に対する補助

事業主体：地方公共団体、民間事業者、独立行政法人都市再生機構

補助率：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構 1 / 2

民間事業者 1 / 3（間接補助）

予算額

(単位：百万円)

区 分	21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
先導的都市環境形成促進事業	800	400	640	300	1.25	1.33
都市環境形成促進調査	50	50	-	-	皆増	皆増
先導的都市環境形成促進事業費補助金	750	350	640	300	1.17	1.17

(注) 街路交通施設課、公園緑地・景観課、都市計画課、都市・地域政策課所管分を含む。

新規事項

地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に推進するため、次の項目を追加する。

1) 集約型・低炭素型都市の実現に向けた計画策定の推進

計画策定支援について、都市環境対策に係る都市(行政区域を単位とする)の基本方針を先導的都市環境形成計画の計画事項の一つに追加する。

2) 都市環境形成促進調査の創設

拠点的市街地等における都市環境対策をより効果的に推進するため、新たに低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を創設し、自転車利用環境整備のための調査を実施する。

まちづくり交付金による低炭素型まちづくりへの支援の強化

低炭素型まちづくりの推進を図るため、環境モデル都市(候補都市を含む)において先導的都市環境形成計画の大臣認定を受けるなどの一定の要件を満たす地区について、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

7. まちづくり交付金

(1) 事業概要

目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金である。

1) 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

2) 交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針等に適合している場合、交付金を年度ごとに地区単位で一括交付。

3) 事後評価

国は、交付期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等について確認し公表。

交付対象

都市再生整備計画に位置付けられた街づくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業

交付期間

概ね3～5年

交付率

事業費に対して概ね4割（交付金額は一定の算定方法により算出）

まちづくり交付金イメージ



(2) 土地区画整理事業実施地区におけるまちづくり交付金の活用

土地区画整理事業は、行政・住民等が協力してまちづくりの計画を定めた上で、都市基盤の整備、市街地環境の改善等を行う事業手法であり、まちづくり交付金による事業の中心となることが考えられる。

また、中心市街地の活性化や密集市街地の解消、スプロール市街地の整備改善等を目的とした既成市街地の再生を図る土地区画整理事業は、まちづくり交付金と連携して一体的・総合的に実施することにより、安心・快適で活力あるまちづくりを推進することができる。

(3) 予算額

(単位：百万円)

区 分	21 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
まちづくり交付金	590,385	233,175	640,000	251,000	0.92	0.93

(4) 新規事項

まちづくり交付金による国の施策に関連した都市再生への支援の強化
中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した都市再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、これら施策に関連する一定の要件を満たす地区については、まちづくり交付金の交付率上限を現行40%から45%に拡充する。

8 . 都市開発資金による無利子貸付金（土地区画整理事業資金融資）

（ 1 ）概 要

宅地の供給や都市の再生に資する土地区画整理事業を施行する組合等の事業に要する費用及び施行者から保留地を取得して運営する一定の法人（保留地管理法人）等の保留地取得に要する費用に対する無利子貸付けを行うことにより、組合等の金利負担の軽減や保留地処分の促進を図り、もってこれら土地区画整理事業を推進する。

（ 2 ）新規事項

土地区画整理事業資金融資による事業の円滑な推進のための拡充
（平成20年度第二次補正及び平成21年度に限定）

事業の停滞が懸念される土地区画整理事業について、組合等が事業に要する費用として、金融機関等から借り入れた有利子資金の返済に要する費用を貸付けの対象に追加する。

ただし、平成22年3月31日までに、土地区画整理法に基づき事業計画の認可を受けた土地区画整理事業のうち、工事その他主要な部分が相当期間にわたり実施されていない土地区画整理事業で、土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置¹を講じた事業又は講じる見込みの事業であること。

¹ 土地区画整理事業の施行の推進を図るための措置とは、事業計画の変更のうち、以下に掲げるものとする。

- ・土地区画整理事業の施行前後における施行地区内の宅地の地積の合計割合の変更
- ・保留地の予定地積の変更
- ・公共施設の整備改善の方針の変更
- ・設計図の変更
- ・資金計画の変更
- ・そのほか、土地区画整理事業の完成を確実にするために特に必要があると認められる変更

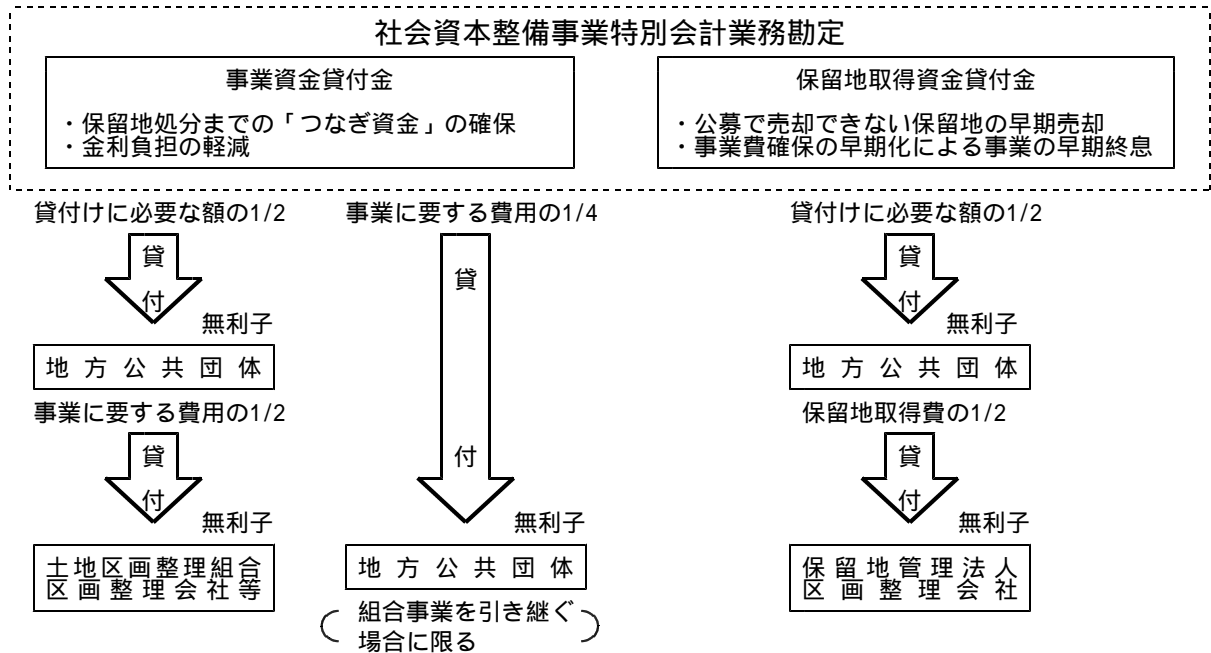
(3) 無利子貸付金の貸付け要件等

	事業資金貸付金	保留地取得資金貸付金
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理組合（事業計画認可前に設立された組合を含む） ・個人施行者（施行地区内に2人以上の権利者が存する場合であり、かつ既成市街地のみ） ・区画整理会社 ・地方公共団体（組合事業を引き継ぐ場合のみ） 	保留地管理法人（次のいずれかに該当） 施行者、組合員又は区画整理会社の議決権を有する者（地権者に限る）の出資割合が1/2超（公共団体施行は1/4超） 個人施行者、組合員、区画整理会社の議決権を有する者（地権者に限る）又は区画整理会社と地方公共団体の出資割合が合わせて1/2超 ・区画整理会社
貸付者	地方公共団体	地方公共団体
貸付額	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 = 貸付対象額の1/2以内（うち1/2以内を国が貸付）組合事業を引き継いだ地方公共団体に対して貸付対象額の1/4以内を国が貸付 ・貸付対象額 = 土地区画整理事業に要する費用（引き継ぎに要する費用を含む、ただし、引き継ぎの場合は限度額の対象外とする） ・貸付対象額の限度 = （貸付単価 × 施行面積） + 事務費 ・貸付単価 [平坦地] 10,100円/㎡ [丘陵地] 16,700円/㎡ [都心部等] 75,200円/㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 = 貸付対象額の1/2以内（うち1/2以内を国が貸付） ・貸付対象額 = 保留地の取得に要する費用、ただし、区画整理会社が引き続き保留地を管理処分する場合には、未処分保留地価格を保留地取得に要する費用とする
貸付利率及び償還方法等	貸付利率：無利子 償還期間：8年以内(10年以内) 据置期間：6年以内(8年以内) 償還期限：組合設立後若しくは施行認可後10年以内又は事業計画の見直し後10年以内 償還方法：均等半年賦償還 （ ）内は事業計画認可前に設立された組合引き継ぎの場合の償還期間及び据置期間は、当初の貸付からの年数	貸付利率：無利子 償還期間：25年以内 据置期間：10年以内 償還方法：均等半年賦償還
施行地区要件	印 を 参 照	

施行地区要件等（事業資金貸付金・保留地取得資金貸付金に共通）

	市街地要件等	施行面積	整備される道路の要件	施行後の公共用地率
既成市街地	次のいずれにも該当 D I D内またはこれに隣接する区域内 住居系用途地域、商業系用途地域又は工業系用途地域の区域内			
	都市整備型	次のいずれにも該当 0.4ha以上 200 / 容積率(%) ha以上 例：容積率が400%の場合、0.5ha以上	次のいずれかに該当する道路を含む 幅員9m以上 幅員6m以上 (防災や市街地の計画的な整備改善に資する道路を整備する場合。 ただし、施行面積5ha以上の地区は幅員8m以上)	15%以上
	景観計画区域設定型		幅員6m以上の道路を含む (施行面積5ha以上の地区は幅員8m以上)	15%以上
	市街地再開発事業区設定型 高度利用推進区設定型	次のいずれにも該当 0.2ha以上 100 / 容積率(%) ha以上 例：容積率が400%の場合、0.25ha以上	幅員6m以上の道路を含む (施行面積5ha以上の地区は幅員8m以上)	15%以上
新市街地	次のいずれかに該当 新たに造成される住宅市街地の面積が施行地区の大部分（概ね70%以上）を占める 1住区以上の住宅市街地が新たに造成される			
	都市整備型	5ha以上	幅員12m以上の道路を含む	22%以上
	景観計画区域設定型		幅員8m以上の道路を含む	22%以上

< 無利子貸付金制度のスキーム >



(4) 予算額

(単位 : 百万円)

区 分	21 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
都市開発資金貸付金						
土地区画整理事業資金融資	14,200	0	9,566	0	1.48	

事業費：地方公共団体から組合等への貸付額(このうち2分の1を国から地方公共団体に貸付け)

国 費：一般会計からの繰入額

9 . 政策金融

日本政策投資銀行の地域社会基盤整備融資制度における地域社会基盤整備事業の一環として行われていた地域冷暖房施設に係る低金利融資制度は、日本政策投資銀行の特殊法人改革に伴う民営化により平成20年9月末に終了。

10. 都市開発事業調査

(1) 目的

我が国の経済が持続的に発展していくよう、経済活動の基盤であり、かつ多くの国民の生活の拠点となっている都市を魅力と国際競争力を備えたものに再生することを目的として、都市再生・地域再生推進のための事業実施及び事業制度の検討に係る調査を行う。

(2) 概要

定住自立圏構想の実現に向けた市街地整備推進方策の検討調査〔新規〕

中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策を確立することが必要とされている。

このため、中心市における市街地の変遷、公共施設や居住機能の配置、整備水準等を把握し、都市経営の効率化を図るために必要とされる都市機能の集約化とネットワーク化の可能性やそれを実現するための市街地整備推進方策について検討する。

(3) 予算額

(単位：百万円)

区 分	21年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市開発事業調査等	298	298	413	413	0.72	0.72

(注) まちづくり推進課所管分を含む。

11. 税制

平成21年度土地区画整理事業関連の税制改正については、以下に掲げる適用期限の延長を講ずる。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率)の適用期限を5年間延長する。

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除の適用期限を3年間延長する。

フロー	内 容
<div data-bbox="220 304 443 387" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">用地の先行取得</div> <div data-bbox="220 678 443 761" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">都市計画の決定</div> <div data-bbox="220 846 443 929" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事業計画の決定</div> <div data-bbox="220 1507 443 1635" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">仮換地の指定、 使用収益の停止</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人、組合及び会社施行土地区画整理事業において、一定の宅地造成を行う個人又は法人に対し土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。）（租特§34の2 三、65の4 三） ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減（区画整理会社に譲渡する場合、区画整理会社の株主等を除く。）（租特§31の2 十二・十五、62の3 十二・十五） ・ 公共団体等施行土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（2,000万円控除）（租特§34 一、65の3 一） ・ 大都市法、拠点都市法による促進区域内の土地の買取りの対価に係る譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（租特§34の2 二十、65の4 二十） ・ 事業施行のため必要な登記に係る登録免許税の非課税（登法§5六） ・ 減価補償金を交付すべきこととなる場合において公共施設充当用地として土地等を譲渡した場合の譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（租特§33 三の五、33の4、64 三の五、64の2、65、65の2） ・ 一定の期間内に土地区画整理事業により特定市街化区域農地の計画的宅地化を図る場合の固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等（地附§29の5） ・ 地区整備計画等が策定され、かつ土地区画整理事業が行われる区域内の特定市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の減額（地附§29の6） ・ 個人施行者又は施行者との契約に基づきその施行者に代わって土地区画整理事業を実施する優良宅地造成事業者が施行地区内に有する1,000㎡以上の一定の棚卸資産に係る地価税の軽減（地価税5分の1特例）（租特§71の7 二）（当分の間、凍結） ・ 仮換地指定後3年以内に住宅用地として譲渡した場合で、一定の住宅建設を行う個人又は法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の軽減（租特§31の2 十七、62の3 十七） ・ 仮換地及び保留地予定地に係る固定資産税及び特別土地保有税の課税対象者の特例（地方§343、585）（特別土地保有税については当分の間、凍結） ・ 仮換地、保留地予定地又は参加組合員取得予定地を取得した場合の不動産取得税のみなし取得の特例（地方§73の2） ・ 仮換地の指定があった場合の地価税の課税価格の計算の特例（地価§20）（当分の間、凍結） ・ 使用収益が停止されている土地に係る特別土地保有税の非課税（地方§587の2）（当分の間、凍結） ・ 建築物等の移転補償費における総収入金額不算入（換地不交付に伴う移転補償金については、区画整理会社の株主等を除く）（所得§44）

フロー	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">建築物等の移転 又は除却</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">換 地 処 分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">換地処分に伴う 登 記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">清算金の徴収交 付、減価補償金 の交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">宅 地 の 分 譲</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の除却（対価）補償費についての譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（換地不交付により転出する区画整理会社の株主等を除く） （租特§33 二、33の4、64 二、64の2、65 、65の2） ・ 換地処分による従前地の譲渡についての譲渡所得に係る所得税等の課税の特例（租特§33の3 、33の6、65 三） ・ 換地処分による従前地の譲渡についての事業所得等に係る所得税等の課税の特例（租特§28の4 三、63 三） ・ 換地処分による換地の取得及び施行者の保留地（大都市法、拠点都市法、中心市街地活性化法、バリアフリー法）の取得に対する不動産取得税、特別土地保有税（取得分）の非課税（参加組合員が取得する宅地に係るものを除く）（地方§73の6 、587）（特別土地保有税については当分の間、凍結） ・ 従前地が非適用土地であった場合における換地及び保留地に係る特別土地保有税（保有分）の非課税（地方§587）（当分の間、凍結） ・ 利便施設等の用に供する土地を施行者から取得した場合の特別土地保有税の非課税（地方§586 ）（当分の間、凍結） ・ 換地又は保留地に係る固定資産税の課税対象者の特例（地方§343 ） ・ 換地処分に伴う登記に係る登録免許税の非課税（同意施行者が取得する保留地、参加組合員が取得する宅地及び保留地の処分に係るものを除く）（登法§5六） ・ 事業の施行に伴う地番変更の登記に係る登録免許税の非課税（登法§5五） ・ 清算金及び減価補償金に係る譲渡所得課税の軽減（代替資産取得の特例又は5,000万円控除）（換地不交付の場合の清算金については、区画整理会社の株主等を除く） （租特§33 三、33の4、64 三、64の2、65 、65の2） ・ 組合、会社又は公共団体等施行の土地区画整理事業で、既存不適格建築物等の存する一定の宅地について土地区画整理法§90により換地不交付とされた場合の清算金に係る譲渡所得課税の軽減（換地不交付の場合の清算金については区画整理会社の株主等を除く）（1,500万円控除） （租特§34の2 二十一、65の4 二十一） ・ 過小宅地として換地不交付とされた場合に取得する代替不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例（地方§73の14 ） ・ 換地処分に伴い特別勘定を設けた場合の特例（租特§65 、64の2） ・ 優良宅地の分譲についての事業所得等に係る所得税等の特例（租特§28の4 五・七、63 五・七） ・ 宅地開発税の免除（地方§703の3 ） ・ 大都市法、拠点都市法、中心市街地活性化法、バリアフリー法、被災市街地法による同意保留地の対価に係る譲渡所得課税の軽減（1,500万円控除）（租特§34の2 二十、65の4 二十、阪§13 、19 ）

土地区画整理組合は、所得税、法人税、住民税、事業税、地価税、印紙税について非課税

12. 地方債

地方債制度は、地方公共団体における、より確実な財源措置を可能とするものであり、国庫補助金と相まって、事業の円滑な推進に寄与している。

(参考) 土地区画整理事業に関する起債制度(平成20年度)

区 分		内 容	充当率(%)
一 般 会 計 債	一般公共事業債	【社会資本整備事業特別会計道路整備勘定補助】 都道府県施行の補助対象事業費の都道府県負担額	90
		市町村・政令市施行の補助対象事業費の市町村・政令市負担額	55
	被災市街地復興推進地域における公共団体施行の補助対象事業費の公共団体負担額	90	
	【一般会計補助】 都道府県施行の都市再生土地区画整理事業(重点地区に限る。)における補助対象事業費の都道府県負担額	90	
	市町村・政令市施行の都市再生土地区画整理事業(重点地区に限る。)における補助対象事業費の市町村・政令市負担額	55	
	公共団体施行の被災市街地復興土地区画整理事業における補助対象事業費の公共団体負担額	90	
債	教育・福祉施設等整備事業債	【社会資本整備事業特別会計道路整備勘定補助】 組合等施行の補助対象事業費の都道府県・政令市負担額	70
		組合等施行の補助対象事業費の市町村負担額	75
	【一般会計補助】 都道府県・政令市施行又は組合等施行の都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業における補助対象事業費の都道府県・政令市負担額	70	
	市町村施行又は組合等施行の都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業における補助対象事業費の市町村負担額	75	
	【都市開発資金無利子貸付金】 組合等に対する事業資金等の貸付事業に係る都道府県・政令市負担分	70	
	組合等に対する事業資金等の貸付事業に係る市町村負担分	75	
公 営 企 業 債	宅地規模適正化事業	宅地規模適正化のための土地の先行取得事業	100
	市街地宅地利用促進事業	公益・業務施設用地の確保のための用地の先行取得事業	100
	宅地造成事業	宅地造成を目的とする事業	100
枠 外 債	土地区画整理組合等貸付金	地方公共団体が、組合等に対して行う事業資金等の貸付事業 地方公共団体が、組合から事業を引き継いで行うこととなった事業に要する資金の貸付事業	国が必要額の 1/2又は1/4以 内を貸付